

幕末・明治初年における

在町商人の土地所有について

勝 部 真 人

一 はじめに

芸備地方における地主経営についての研究は比較的多くの成果を得ているといえる。就中、賀茂郡農村地帯を対象にしたものが多く、下黒瀬村土居家をはじめ、郷村有田家、吉川村竹内家、上保田村平賀家、菅田村菅田家等の経営内容が明らかにされている。その際の問題関心は、(1)富農経営の展開ないし縮少について、(2)村方地主の性格について、(3)高利貸経営のあり方について、(4)「世直し」状況下の階級配置をめぐって、等である。だが、今のところ在町における商人の土地所有についての研究はほとんど見られない。そこで本稿は、芸州賀茂郡竹原下市において春水・春風・春坪或いは春水の子山陽らの文化人を輩出した頼家を対象とし、その土地所有の展開、地主・小作関係の特質について検討し、地主制形成期の問題として位置付けてみたい。同家は、春水らの父享翁以前は竹原地方における一介の中小商人に過ぎなかったが、幕末・明治初年を経るまでに耕地二〇町歩・塩田一二軒を所有し、酒造業を営み、明治二〇年代には耕地二〇町歩・塩田一二軒を所有する有数の資産家となっているのである。

ところで、本稿においての問題関心について少し述べておくことにする。現在、幕末・明治初年は「世直し」状況期としてとらえられ、

豪農対半プロの副次的矛盾の激化が広汎に展開し、領主対農民の基本矛盾を激化せしめた、と説かれている。在町における頼家の如き出自を持つものは豪農範疇には含まれないが、やはり半プロ層に対峙し、結局地主的土地所有を展開してゆくのである。また、この時期を経済過程について考えるならば、日本における本源的蓄積の一過程でもあり、天保期以降における豪農層の生産者の側面の停滞ないし縮少→寄生化は、結局共同体規制に媒介された零細錯圃経営を温存したまま、農民的余剰を高額小作料として集積する体制をつくりだしたわけである。彼らの土地を耕す小作貧農層は、零細な耕地経営者たる側面を払拭されないまま半プロレタリアートとして潜在的過剰労働力を形成する。このような原蓄の初期的あり方は、地租改正から紙幣整理に至る間の原蓄最盛期の過程にも引き継がれ、ひいては軍事的半農奴制的「型制」をもつ日本資本主義形成の基礎過程となった。そして地方における中小商人もまた、豪農層と同様に有力な致富手段の一つとして土地の集積に向かうのである。

そこで頼家の居住する竹原下市についての概略を述べておかねばならない。当地は製塩業を主たる産業とし、諸国廻船との取引をその重要な経済活動としている。すなわち、北國・西國船から米(版

第1表 下野村における土地所有状況

所有規模	下野村(自村)民		下市村民	
	町	人	人	%
5 ~ 10	1	0.2	1	0.5
2 ~ 5	12	2.2	2	0.9
1 ~ 2	73	13.4	2	0.9
5反 ~ 1	119	21.9	17	7.8
3 ~ 5反	72	13.3	22	10.1
1 ~ 3	132	24.3	79	36.2
~ 1	134	24.7	95	43.6
計	543	100.0	218	100.0

用)・干鰯を購入して、地塩を売却し、背後の農村に対しては干鰯を売却して薪・木綿を買い受ける、という構造を基本として所与の商品流通が展開していた。

下市における階層構成は明らかではないが、隣村下野村およびその他近隣の村については第一・二表のとおりである。地租改正時の丈量が完了した時点ではあるが、下野・高崎・仁賀各村民の六〇%が五反未満の土地所有者であり、他方二町歩以上所有者が約二〇%、その中間の層が三五%前後とかなりな程度の土地所有分解の進行が認められる。これを浦福田村の如き分解の遅れたところと比較して、有元正雄氏は「竹原周辺型」という分解の型を検出されている。但し、分解の型についてより正確な検出を行うためには、経営分解についても勘案されねば

第2表 周辺他村における土地所有状況

所有規模	浦福田村	明治12年	高崎村	明治12年	仁賀村	明治15年
	町	人	%	人	%	人
5 ~ 15	1	0.6	1	—	1	0.4
2 ~ 5	10	6.4	5	4.8	2	0.8
1 ~ 2	35	22.4	7	6.7	23	9.2
5反 ~ 1	32	20.5	27	25.7	73	29.1
3 ~ 5反	21	13.5	19	18.1	51	20.3
1 ~ 3	28	18.0	23	21.9	61	24.3
~ 1	29	18.6	24	22.8	40	15.9
計	156	100.0	105	100.0	251	100.0

ならないが、とまれ下市においては経営規模は別にしても所有規模では一層激しい分解が予想される。また第一表に見られるように、下市村民による隣村下野村内での土地所有がみられるが、多数の零細な出作と少数有力商人の貸付地所有の二つの形態があることが指摘されている。後者には、頼家のほか桐谷・亀田家などが含まれているが、下野村にとどまらず周辺他村においても竹原下市の有力商人が貸付地を一般的に所有していたのである(但し、頼家の所有地はこの時点では下市・下野村内のみ)。

また、周辺農村の小作慣行もある程度明らかにされているが、大略つぎのとおりである。

(1)納入小作料額の規模はおおむね二石前後と零細であること、(2)複数地主、或いは複数小作人との関係をもつ散り掛りの関係が多数存在していたこと、(3)小作人の土地所有規模は五反未満が圧倒的であるが、なかには一町歩近い土地所有者で他人へ小作させながら、同時に他人の土地を小作する者などいたという。

それでは頼家の経営の分析にはいろいろ。なお本稿で扱った史料は特に注記しない限り、同家の大福帳の性格をもつ『内簿』である。

二 頼家の収支について

経営の全体的な展望を得るために第三表を用意した。『内簿』の帳簿上の性格

第3表 類家収支表(1)

天嘉保永	收				支				差引				
	小作料	利足銀入	家賃・儲	酒造方	臨時その他	計	世帯入費	賃租		利足銀出	諸普計	臨時その他	計
14	3,111.5	10,438.2	1,889.0	2,800.2	94.2	15,532.7	4,027.4	2,174.9	962.9	1,721.0	1,238.2	10,144.4	5,448.5
3	5,713.6	4,069.2	1,302.5	1,712.4	1,539.5	11,528.7	9,362.3	4,481.8	3,671.7	1,022.6	2,881.9	21,420.3	(-) 9,891.6
4	4,523.1	1,003.6	808.0	1,522.6	1,376.7	7,939.3	8,268.4	2,721.0	3,726.3	681.5	1,073.3	16,470.5	(-) 8,531.2
5	4,591.7	1,117.6	1,003.6	1,111.0	1,347.7	18,614.3	8,366.6	2,828.8	3,693.7	4,605.5	1,399.1	20,893.7	(-) 2,279.4
6	4,161.5	1,655.8	(-) 1,666.2	1,370.3	730.3	16,245.7	8,839.2	3,614.2	4,705.8	999.7	1,929.2	19,627.7	(-) 3,382.0
2	3,511.4	1,688.1	527.4	1,301.5	1,301.5	4,881.3	8,919.0	3,172.2	4,482.3	4,219.5	1,030.1	20,792.9	(-) 15,911.6
3	3,511.4	2,262.6	4,905.0	2,578.3	1,433.9	13,256.9	7,962.7	2,374.5	6,454.2	1,39.0	423.5	11,485.3	(-) 6,118.5
4	5,477.5	2,444.3	2,494.4	2,782.1	732.0	13,765.1	8,247.6	2,862.5	7,742.2	718.7	432.9	20,003.8	(-) 6,238.7
5	5,073.1	1,650.7	1,650.7	1,810.6	331.7	30,485.9	8,619.0	3,842.3	5,741.9	687.4	2,408.5	21,299.0	9,186.8
6	2,261.0	2,106.9	2,106.9	2,890.1	602.6	25,866.1	9,632.7	3,567.4	2,903.9	1,419.3	1,182.8	23,353.6	7,160.1
2	4,977.5	1,259.0	2,035.8	1,097.9	1,281.9	26,682.0	13,917.4	3,460.0	1,997.0	3,032.8	2,884.9	23,295.1	3,356.9
3	7,076.9	639.5	2,106.0	1,49.4	927.0	10,898.8	16,776.3	5,092.4	3,092.0	904.2	973.7	23,746.6	(-) 12,847.8
元	8,261.1	5,367.4	1,694.4	148.9	730.7	16,202.5	16,047.4	5,787.3	5,092.4	1,531.7	1,255.1	24,621.5	(-) 8,419.1
元	14,078.3	22,798.1	1,500.3	95.2	516.9	39,522.0	32,472.5	10,197.0	6,648.9	93.2	4,690.0	32,741.1	(-) 11,730.7
元	22,953.3	31,598.9	2,306.9	1,355.1	1,148.4	58,211.2	47,283.7	20,584.3	5,787.3	4,801.0	4,128.3	48,748.1	(-) 9,226.1
元	17,203.0	48,117.4	2,524.4	1,255.4	1,107.1	69,100.2	52,478.3	13,772.7	1,469.2	1,469.2	297.0	68,017.1	(-) 18,586.1
元	14,691.5	558,920.4	2,238.2	1,107.1	1,107.1	76,957.1	52,730.3	11,273.6	2,328.9	3,706.7	70,061.5	70,061.5	6,893.7
元	22,546.9	963,264.3	2,514.8	1,283.5	1,283.5	101,161.3	51,589.9	18,639.1	761.6	653.0	71,643.6	71,643.6	29,517.7
元	19,867.6	446,913.7	1,295.5	1,437.0	1,437.0	69,513.5	71,764.7	13,143.8	2,928.2	5,533.8	93,370.5	93,370.5	(-) 23,857.0
元	14,580.8	879,033.0	2,277.8	5,516.8	5,516.8	101,408.4	55,561.0	9,527.0	7,784.3	1,937.3	77,809.6	77,809.6	23,536.8
元	91,423.3	352,451.6	1,668.2	3,803.8	3,803.8	77,345.1	46,488.8	5,486.1	380.6	4,527.4	56,881.1	56,881.1	20,464.0
元	19,031.1	1,37,556.2	2,909.3	1,033.5	1,033.5	132,530.0	112,259.1	14,805.5	877.3	2,577.4	130,519.2	130,519.2	2,010.8
元	519.32	477.84	33.17	681.89	18.02	1,700.23	934.70	203.17	104.19	98.49	1,340.54	1,340.54	359.70
元	477.88	524.56	41.94	727.24	35.05	1,806.67	953.02	172.03	44.76	96.25	1,266.06	1,266.06	540.62
元	489.82	350.66	61.02	274.82	16.70	1,193.02	783.61	283.66	52.23	59.44	1,178.94	1,178.94	14.08
元	577.41	517.66	101.50	300.00	12.63	1,509.19	762.45	177.64	1.95	55.84	1,034.15	1,034.15	473.04
元	666.06	734.72	121.67	190.81	8.76	1,722.02	869.44	187.19	4.48	52.84	1,116.94	1,116.94	603.08
元	951.07	1,088.38	174.66	380.07	15.32	2,669.50	1,172.60	321.30	13.53	54.93	1,562.35	1,562.35	1,017.15

(注) 明治5年まで銀換算、明治6年以後は現貨による。
 『内簿』より作成(以下同じ)。

損家収支表(2)

	入					支					出		差引
	小作料	利息銀入	家賃・ 謝	酒遊方	臨時 その他	計	世帯入費	賃 租	利息銀出	諸費諸	臨時 その他	計	
天新	20.4	66.9	12.1	24.3	0.6	100.0	25.8	14.0	6.2	11.0	8.1	65.1	34.9
保永	49.5		11.3	19.2	14.9	100.0	81.2	38.9	31.9	8.9	25.0	185.8	(+) 85.8
水	51.2		10.2	62.9	19.4	100.0	104.1	34.3	46.9	8.6	13.5	207.5	(+) 107.5
4	21.3		5.4	56.5	7.4	100.0	44.9	15.2	19.8	24.7	7.5	112.1	(+) 12.1
5	28.3		6.9	33.9	8.3	100.0	54.3	22.2	29.0	6.2	11.9	123.6	(+) 23.6
6	85.2		33.9	(+)34.1	15.0	100.0	182.7	65.0	91.8	86.4	14.4	425.9	(+) 325.9
安取	50.7		23.6	7.5	18.2	100.0	82.5	33.1	28.5	1.9	3.2	160.4	(+) 60.4
2	31.0		17.1	37.0	19.4	100.0	60.1	17.9	48.7	16.3	3.2	146.2	(+) 46.2
3	18.0		8.2	40.8	10.4	100.0	59.9	20.8	56.2	5.2	3.1	145.3	(+) 45.3
4	19.6		6.4	71.4	2.4	100.0	28.3	12.6	18.8	2.3	7.9	69.9	(+) 30.1
5	16.5		5.6	72.7	1.3	100.0	37.2	13.8	11.2	5.5	4.6	72.3	27.7
6	18.7		7.6	64.2	1.6	100.0	36.3	12.5	5.3	6.4	1.2	61.7	38.3
万文	51.0		19.3	76.3	4.8	100.0	52.2	13.0		11.4	10.8	87.4	(+) 117.9
元慶	45.0		10.5	1.4	8.5	100.0	153.9	46.7		8.3	8.9	217.9	(+) 52.0
治	35.6		7.8	0.5	4.5	100.0	101.4	31.6		0.4	7.7	152.0	(+) 117.9
2	39.4		3.8		2.9	100.0	82.2	25.8		10.8	4.6	123.4	(+) 55.8
3	24.9		4.0		1.8	100.0	81.2	35.4		8.2	7.1	131.9	(+) 31.9
元	19.1		2.9		1.4	100.0	75.9	19.9		2.1	0.4	98.3	1.7
2	22.3		2.5		1.7	100.0	68.5	14.7		3.0	4.8	91.0	9.0
3	28.6		1.9		2.1	100.0	51.0	18.4		0.8	0.6	70.8	29.2
4	14.4		2.3		5.4	100.0	103.2	18.9		4.2	8.0	134.3	(+) 34.3
5	25.1		2.2		4.9	100.0	60.1	9.4		7.7	1.9	76.7	23.3
6	68.7		2.0		0.8	100.0	84.7	11.2		0.5	5.9	73.6	26.4
7	30.5		2.2		1.1	100.0	55.0	8.7		0.7	1.9	98.5	1.5
8	26.5		2.0		1.1	100.0	52.8	9.5		2.5	5.8	78.8	21.2
9	41.1		5.1		1.9	100.0	65.7	23.8		4.4	5.0	70.1	29.9
10	38.3		6.7		0.8	100.0	50.5	11.8		0.1	3.2	68.5	1.1
11	38.7		7.1		0.5	100.0	44.9	10.9		0.5	2.1	64.9	35.1
12	36.4		6.7		0.6	100.0	44.9	12.3				59.8	40.2

第4表 貸借状況 (銀換算による)

	貸	付	借	入
天保14 (1843)	利足入	178,285	利足払	33,640 963
安政2 (1855)	利足入	61,048	利足払	113,601 2,048
元治元 (1864)	利足入	354,778	利足払	23,554 96
明治6 (1873)	利足入	690,329	利足払	134,105 14,354

から、全体の資産状態が判明しない、また塩田所有における収支が記されていないなどの制約はあるが、概観するには差支えない。
まず、小作料収取については次節で検討するとして、その収入が全収入に占める比率は年々の状況により差があるものの、だいたい二〇〜三〇％程度であり、その地位はあまり大きくないと考えてよいであろう。その額は天保・嘉永年間から明治初年に至る間に四〜五倍に増大しているが、これは米価高騰と土地の新たな購入によるものである。

文久元年(一八六一)までは酒造業による収入が大きな比率を占めていたが、翌二年当主永禧の第三郎が分家する際に酒造株を譲渡し、帳簿からはその数字がなくなっている。

銀貸借について、四か年をとりあげて整理すれば第四表のとおりとなる。各年とも額のうえからは金による貸借が多く、一件当たりの貸借額も比較的大きい。商人相互間の資金融通的な性格を有していたと思われる。同時に小口の銀・銀札の貸付も数多く見られ、おそらく小作料未納などに対する貸付をはじめとする零細農民への貸付と考えられる。安政二年の負債状況が悪化しているのは、後述するその前年の火災の故であろう。

そのほか貸宅による収入と永禧の医者としての収入(謝儀)が合わせてほぼ一〇％前後を占める。また塩

田からの収入もあるが、明治七年まで『内簿』には現われてこない。同家の『塩田会計』によれば塩田の収支残額は、年によって大きな差があるもののほぼ『内簿』上の収入合計に匹敵するほどである。

ともあれ、小作料収入の占める位置は利殖活動全般のなかではさほど大きなものでないことが確認されたと思われる。

さて、天保一四年(一八四三)の利足銀収入には非常に大きな額が計上されているが、このなかには貸銀に対する利足だけではなく、当時の金価格の変動を利用して投機的に得た利ざやが約八貫含まれている。

賣ノ分

一金四百七拾九兩 兩替元金

花貫三百七十七匁ナラシ

此代六百五拾九貫五百八十三匁也

内

同四百七拾九兩 買

花貫十八匁四分七厘

代四百八拾七貫八百四十七匁七分三厘

差引残

百七拾壹貫七百三十五匁八分七厘 得益

これは主に尾道で金を買ひ広島で売るのであるが、その際の宿泊費・舟賃などの諸入用、口銭および元手銀(札)中一時的に借り入れた錢に対する利足すべて合わせて五八貫三三六匁七二を「得益」から差し引いても銀札一三貫三七二匁一五、銀にして八貫〇九八匁〇一が純益として手元に残されたわけで、頼家にとって十分なメリットがあったのである。

このような事例は、幕末・明治初年にも見られる。慶応三年（一八六七）一〇月に実録五四本・操録八〇本を代銀六一貫五六匁で購入しているが、明治二年（一八六九）にはその一部を売却したのであるが、「内簿」上に「当年迄売却利益」として一一貫五六八匁（銀一〇貫四三匁）があげられている。第三表において同年の臨時収入が平常より際立って多いのは、そのためである。このようなことは、同家の経営の多面的性格を考えるうえで興味ある素材だといえよう。

つぎに支出について見てみよう。世帯入費の占める割合が圧倒的で、収入のほぼ六〇〜八〇%が費される。収入合計額の増加に伴って世帯入費も増加しているが、第五表によればその消費構造に根本的な変化が見られないので、全体的に膨張していると見るべきである。ただ詳細に見るならば、日用品のうち道具類・衣服、および諸雇給銀の占める割合が徐々に増加しているのが知られる。これが価格の高騰によるものか量的に増大しているものかは定量的には明らかにしえない。なおまた、じつに様々な物品が商品化されているのがわかる。そのうち、飯米の購入については若干疑問が残るが、帳簿上小作米の石当代価に比して飯米のそれはやや安価で換算されている。それが実際の売買の価格を記したものと考えられるが、むしろそれぞれの相場での価格によって帳簿のうえで計算を行なった札上の操作と考える方がより妥当であろう。

さて、嘉永・安政期には収支の差引きが赤字を示している。特に安政元年（一八五四）には火災に見舞われたこともあって、酒造方で赤字となり甚しい欠損となっている。ちなみにその時の同家の状況はつぎのとおりである。

唐本類函韻府其の外三十一史之類、皆々双白堂に収蔵仕置、此へ火

第5表 世帯費支出の内訳

(明治12年以外は銀換算による)

	天保14(1843)		安政6(1859)		慶応2(1866)		明治元(1868)		明治12(1879)	
	匁	%	匁	%	匁	%	匁	%	円	%
食用品	1,353.3	31.7	3,021.5	31.1	11,587.6	24.2	9,199.1	17.4	276.82	23.3
{日用品	463.8	10.9	876.0	9.0	4,198.9	8.7	4,889.0	9.2	101.60	8.6
{(道具類・衣服)	443.8	10.4	1,976.6	20.3	14,855.9	31.0	18,937.9	35.8	335.57	28.2
諸雇人給与	286.3	6.7	629.8	6.5	6,038.8	12.6	7,070.6	13.4	165.79	13.9
その他	1,716.7	40.3	3,216.6	33.1	11,260.6	23.5	12,781.4	24.2	309.64	26.0
計	4,264.0	100.0	9,720.5	100.0	47,941.8	100.0	52,878.1	100.0	1,189.42	100.0

(注) 各分類項目の内容はつぎのとおりである(表記は原史料による)。

食用品: 飯米・麦・雑穀・たばこ, 日用品: 菜種・紙・燈油・ろうそく・炭・薪・道具・衣服, 諸雇人給与: 奴婢・杜康・職人・作事, その他: 贈遺・出府・小遣・毎日小遣。

勢延焼、其脇近年土蔵へ大切之書畫遺物等碗器道具杯收置申候處、
藏窓土戸不閉に相成居候而案内火道通焼仕丸焼と相成申候、本宅二
階杯は天上の火を拂少々之微物取出候位之事に御座候、酒蔵杯一段
に火勢烈敷、何を出し候間合も無御座、丸切灰と相成申候、……失
火は前文之次第真の丸焼、追々寒冷之節、当用之衣類に困り候位之
仕合、萬々御憐察可被遣候……

(二月二五日)

これは頼永禱・丈七(廉二郎)が春水嫡嗣津庵(山陽子)に宛てた
書簡であるが、よくその状況を知りうるであろう。ともかく、この火
災後数年間は借銀が増大したであろうことは、先にも述べたとおりで
あるし、第三表においても利足銀払いの額が増えていることからも知
られる。

この後は文久二年(一八六二)の分家以後再びしばらくは赤字が続
くが、慶応三年からはほぼ黒字となっている。三郎の分家について
も、同家にある程度の経済的な余裕が出てきた故のことであろうと思
われる。

さて、慶応二年(一八六六)第二次長州征伐が開始されたが、竹原
ではこの翌正月に打ちこわしがおこっている。この打ちこわしについ
ては、すでに頼祺一・豊田寛三阿氏が頼永禱の日記・書簡をもとに考
察されているので、ここではそれに従って頼家の置かれていた位置を
確認するにとめておく。

慶応三年正月竹原下市の難渋者五〇〇人が半舎を破壊し、米商・町
役人・塩浜地主ら富家一七軒に対して打ちこわしを為している。この
ような事態に対して頼家では、「此元ニも酒造売事故候事故、色々
諸人悪賊仇下見受候故甚心配也」と明確に自己の立場を認識し、それ

故に「段々以出入之者周旋防禦百計、右酒銀ニ而其座賄賂ヲ饜慮いた
し、遂ニ大災相免レ、老人初皆々大ニ安堵致」したのである。ここに
藩から「永年街頭御目見」を仰せつけられ、打ちこわし勢力を「乱
賊」視し、半プロ層の攻撃対象となりうべき、頼家の社会的地位を看
取しうる。

三 頼家の小作料收取について

前節で経営の全体的な概観を得たが、本節では地主頼家の小作料取
取が問題となる。同家の所有地は全て貸付地として小作に出してお
り、手作りによる富農的経営はなされていない。

まず第六表において、作徳米(宛米)・年貢・頼家取分の推移を示
した。天保末と嘉永初年において宛米高が三〇石前後であるから、土
地面積はせいぜい二〜三町歩程度のものであろう。さて、この表から
付加税をも含めた年貢高の多さが注目されるが、この年貢の割合につ
いてもう少しくわしく検討してみることしよう。そこで、元治元年
(一八六四)を例にとってみるならば第七表のようになる。石高に対
する免率は古地では九六%、新開地で五七〜七八%であるが、小作料中
に占める現実の貢租負担の割合では古地・新開地とも五〇〜七〇%

(b/a×100)	反当作徳米
%	石
63.2	(2.2790)
52.2	2.2750
53.3	2.6378
73.1	
69.7	1.7856
	2.1000
69.0	?

石については合計30.0877
野村は含めた数値で算出
している。よって実際の年貢
字は文久2年のもの。

第6表 小作米取分の推移および米価

	作徳米	引米	年貢	差引	換算石価 当米
	石	石	石	石	匁
天保14	27.8831	1.8815	18.0729	7.9287	105.5
嘉永3	31.0943	4.4899	21.6846	4.9198	180.0
4	30.9887	.4119	21.6846	8.8922	110.9
5	31.1416	.4119	23.4894	7.2403	100.0
6	31.4075	2.0969	23.4679	5.8427	112.0
安政元	32.8333	.4119	27.1048	5.3166	100.0
2	33.0259	.4119	25.5459	8.0681	76.6
3	33.2697	.4119	27.7718	5.0860	77.0
4	32.9531	1.0619	24.6188	7.2724	98.7
5	33.0044	.7119	24.4612	7.8313	134.6
6	32.8919	1.0119	23.6971	8.1829	128.4
万延元	32.8876	3.0119	23.4312	6.4445	174.1
文久元	33.1471	.4805	24.7368	7.9298	118.5
2	39.8461	.4119	29.3410	10.0932	149.0
3	43.5975	.4119	31.1935	11.9921	161.6
元治元	43.5958	.5119	30.0877	12.9962	188.5
慶応元	43.2789	.4119	27.2755	15.3915	306.9
2	42.1811	4.8419	28.4722	8.8670	577.8
3	41.1811	.1500	27.3478	13.6833	395.4
明治元	42.4032	1.5019	27.4862	13.4151	332.1
2	43.1107	7.6375	27.4724	8.0008	573.1
3	42.5948	.5000	25.6764	16.4184	532.3
4	42.5278		26.4153	16.1125	297.9
5	42.9862		26.2211	16.7651	421.2
6	42.9862		26.7041	16.2821	464.0

で、夫役米等の付加税をも加えるならば下市（注参照）・下野村とも七〇%弱であり、やはり貢租負担の重さが確認される。特に下市の年貢の高さは、塩田・商事の盛んなことによるものである。しかし反当りの小作料が二石前後から二石六斗まで課しうる如き土地生産力の高さを持っており、年貢の高さも土地生産力の高さに対する領主の掌握の強さを物語るものと考えられる。またそれは、頼家が不作引を認めている年、たとえば嘉永三年・慶応二年・明治二年の年貢が若干さへも引かれていないところにも現われている。そしてそのことによつて、当然同家の取分が減少している。それ故に不作引の認否は

第7表 作徳米・年貢の字別内訳（元治元年）

村・字	面積	筆数	作徳米(a)	引米	年貢(b)	差引	高(c)	免率 ^(b/cx100)
			石	石	石	石	石	%
下市村 新開		1	1.3000					
大新開		3	4.9000		3.9174	2.2826	6.7310	58.2
多井新開		1	5.7000	0.4119	2.9730	2.7270	5.1705	57.5
榎町出口	4反	4	9.1000		4.8484	4.2516	5.0295	96.4
古庭田	1反 ² 畝 ²¹ 歩	1	3.3500		2.4486	0.9014	2.5400	96.4
下野村 大方		3	4.5524					
沖田		3	5.0938					
秋井田	4反 ² 畝	3	7.4996		13.4155	5.7303	?	?
田ノ浦田	1反	1	2.1000	0.1000	(付加税共)			
合計	?	20	43.5958	0.5119	30.0877	12.9962	?	?

(注) 下市村の年貢には付加税(夫役米・新開水廻銀等)が含まれていないが、その計2.8967石中に含まれる。なおそれ故に、(b/a×100)では下市村は付加税を含めず、下されている。下市村全体の付加税を含めた数値は68.5%となる。多井新開の引米は「用處溝引」によるものであり、年貢においても引米を認められて納入は(2.9730-0.4119=2.5611石)となるわけで、年貢合計にはこの数字を加えて田ノ浦田の引米は「當年旱引=付引」されたものである。反当作徳米の()内の数

第8表 小作人預り高の規模 (単位 人)

預り高	天保14	安政元	慶応元	明治3
7~10石	2		1	
5~7		2		2
3~5	1	1	5	3
1~3	5	9	9	12
~1			1	
計	8	12	16	17
一平均人高	石 3.485	石 2.736	石 2.705	石 2.506

一層厳しい問題とならざるをえないし、地主対小作人の対抗・矛盾はより一層倍加されたものになる。

さて第二に、第七表から一筆当たりの面積を計算すれば、判明する限りでは約一反、預け高でいえば二石余である。なかには多井新開のように一筆五石七斗のところもあるが、ほとんど二石前後の零細な地片である。また小作人の預り高の規模を示せば第八表のとおりであるが、やはり一、二、三石の者が中心といえる。農村部、たとえば畑中誠治氏が分析された有田家とも似たような状況である。ただ一石未満の者がほとんどいないのは異なる点であるが、如何なる理由によるものかは判明しない。なお、五石以上の者は後述するように作人の交代が比較的よく見られるので、年によって様相を異にするが最高でも八石程度である。史料制的制約から頼家小作人の階層・経営規模などを明らかにしえないのが残念であるが、初めに触れたように当地方では錯綜した散り掛りの地主・小作関係が展開しているの、同家小作人は他の地主とも関係を有していたと考えられる。また、

下市における塩田労働や諸商事、或いは「昔古と下方女職ニ白木綿或者燭反物ニ仕立売捌之仕馴ニ御座候」といわれるように木綿織りなどに、

家族労働力を放出・燃焼させていたと思われる。

第三に、小作料取取の方法について見れば、当該の時期においては定免制と検見制とが併用されていたようである。たとえば、

○文久元年(一八六一)

新開

一米壹石三斗

市右衛門預

大新開

一同壹石四斗

よし兵衛預

同横溝

一同貳石

竹松預

高老石五斗七升八合

下之村沖田一株

一壹石五斗貳升八合一勺

多兵衛預

外一七斗貳升貳合

同上米

高老石四升九合

同大株半方

一壹石壹升五合八勺

善助預

外一四斗三升九合

同上米

○慶応三年(一八六七)

新開

一米壹石三斗

喜兵衛預

大新開

一同壹石四斗

惣吉預

同横溝

一同式石

竹松預

(下野村)

同沖田一株

一同老石四斗三升四合式勺

多兵衛預

同米

同大株半方

一同九斗五升三合四勺

善助預

同米

外二 四斗三升九合

(以下略)

このように、各年一定額を納入する者と勺の単位まで計算して毎年少しずつ額の異なる者があり、前者は下市に、後者は下野村にそれぞれ見られる。たとえば慶応三年を例にとると、下市村九筆は全て定免制により、下野村九筆のうち六筆は検見制によるものである。一般に輪作などで棉作をも行なう田地(湿地においては播揚田)では定免制、米作のみの田地では検見制がとられるが、同家に見られる両者の併用はこのような事情を示すとも考えられる。なお検見による六筆全てに一定額の上米納の見られることも注目される。

第四に各耕地における作人の交代が比較的よく見られることである。先の文久元年と慶応三年との比較のなかでも、下市村新開・大新開において作人の変更が見られたが、このようなことはほぼ毎年見られる。そして注目すべきは、不作の年とその翌年にかけてよく見られることである。たとえば万延元年から翌年にかけて計一〇件、同じく慶応二年は計三件、明治二年は計九件が見られる。各年とも約二〇筆

の耕地であるから、だいたい延にして半数の箇所に移動があることになるだろう。

最後に第六表のとおり、天保末年の約二八石から明治初年に至る間に一五石増加⁴¹⁾、明治五年の段階で所有耕地は約四町四反となっている。しかしながら同家の土地購入が本格化するのには、紙幣整理が強行された明治一〇年代後半の松方デフレの時期であり、その間に所有地は倍増して二〇年代初めには二〇町歩地主となるわけである。

そこでこの期の意義を明らかにしておこう。頼家は天保末年に二三町歩を所有していたが、その土地所有は初発からすでに経営とは分離していた。但し一般的に明治初年においてもなお地主的土地経営は安定性をもたず、頼家もまたその例外ではない。それは一つには年貢の高さに見られる領主的規制の強さによるものであり、またそのことにも制約されて米穀市場などの商品市場が完全な成熟を見ていないことによるものであると考えられる。頼家についていえば、この期は前期的な利殖活動全体のなかでその土地所有は相対的な地位にとどまるものであって、土地投資それ自体が目的化されていたわけではない。

しかし地租改正による私的土地所有の法認から松方デフレ期に至る原著最盛期を経る間に土地投資が本格化するのには先に述べたとおりである。但しこの間においてもなお没落の危険性を背負っていたのである。この時期を切り抜けたものが明治地主制を構成することになる。同時にこの時期は(西日本を中心に)一般的に土地所有と経営の分離が最終的に確定する時期であったが、頼家の如き在町商人は手作り経営の解体→寄生化というパターンをとらずに、初めから寄生化、つまり土地所有と経営の分離がなされていたと考えられる。

四 結びにかえて

こうして明治三〇年代初頭、地主的土地所有は安定を迎える。しかしながら、その所有は零細な経営との分離・対抗のうえに成立している故に、所有の拡大は経営規模の拡大をもたらさず、小作料として実現される剰余は経営に還元されることなく、新たな土地所有の拡大にふり向けられるか、高利貸金として経営主体より小作人への吸着に向けられる。このような地主的土地所有に基づくメカニズムは、結局内部的には少しも変革されていない。とはいえ、廢藩置県から地租改正の変革の過程で領有制が解体され、地主的土地所有も私的所有のうえに立脚するようになって資本制的関係のなかに置かれる条件が整えられたわけである。結局農業経営における内部的変革が見られないまま、明治三〇年代に至って地主制という体制を通じて資本主義的ウツラードと結合する方向のみを余儀なくされたのである。

注

(1) 土居家については、後藤陽一「一九世紀山陽筋農村における富農経営の性格」(『史学研究』六三―七)、また最近『安芸国土井家作帳の研究』として一冊にまとめられている。有田家については畑中誠治「幕末期稲作農村における地主経営の性格」(『史学研究』三〇周年記念論叢所収)、星野英一「幕末期農村における高利貸経営について」(『社会科研究』一〇)。竹内家については豊田寛三「幕末・維新时期における「支配」と階級関係」(『歴史における国家権力と人民闘争』所収)、平賀・菅田両家については藤本清二郎「幕末期芸州における地主経営の性格」(一)、(二)『芸備地方史研究』九九・一〇三)等を参照のこと。なお他に畑中誠治

「危機の深化と諸階層の対応」(『講座日本史』4所収)、小川国治「近世後期瀬戸内農村における『農民的土地所有』の進展」(『芸備地方史研究』六九・七〇)も併せ参照のこと。

(2) 明治期の頼家を扱ったものに、有元正雄「日本資本主義発達における資本形成の側面」(『広島商大論集』一一―一)がある。また渡辺則文『日本塩業史研究』第Ⅱ部第二章第五節も参照のこと。

(3) ここでは佐々木潤之介「幕末社会論」二八六―九頁の理解に従った。しかし、同じ天保期の挫折を認めながらもそれを封建反動の所産とみなし、以後なおも小ブルジョア的發展が続くとする大石嘉一郎「明治維新と階級闘争(とくに農民闘争)」(『歴史学研究』三三九)などや、幕末期畿内において富農的小作経営の存在を主張し農民層分解について佐々木氏とは異なった理解を示す中村哲「明治維新の基礎構造」などの説があつて、必ずしも定説とは言いきれない。しかし中村氏右書のなかでも、一八三〇年代(天保期)前後を境とする手作り経営縮小・寄生化への転換が述べられ(たとえば四一〇―一頁)、また賀茂郡土居・有田・平賀・菅田各家においてもほぼ同様の時期に同様の事態が見られる(注(1)各論文)。故に一応の目処を天保期におくことも許されると思われるが、なおここには二つの問題点が含まれる。一つはその転換を促したところの天保期における経済發展或いは市場の性格をどう理解するか、であり、二つは手作り経営がその経営全体のなかでどのような意義をもつかでその類型区分がなされるべきこと、である。以後の重要な課題の一つであろうと思われる。なお『日本史研究入門』Ⅳ第六章参照。

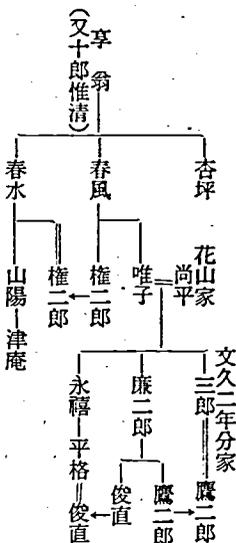
(4) 竹原下市については既にしばしば述べられており、本稿においても『竹原市史』（以下『市史』）全五巻、渡辺則文「近世在郷町に關する二、三の問題」（『広島大学文学部紀要』一一）および前掲書などの記述に負った。

(5) 有元正雄「明治期における竹原周辺の農村構造」（『市史』第二巻所収）第一九・二三・二七・二八・三一表による。

(6) 同右四七一頁。

(7) 同右四三八〜四〇頁。

(8) 春風館所蔵文書。なお参考までに同家略系図を示しておこう（光本瓜伏「山陽先生の幽光」による）。



(9) 頼家の塩田所有は文化六年からであるが（渡辺氏前掲書二三七頁）、その收支については天保年間からの『塩田会計』が残されている。

(10) 前掲『山陽先生の幽光』による。注(8)参照。

(11) 同家慶応三年『當分諸扣帳』。但しこれだけ多額の資金をどのようにして調達しえたかは判明しない。

(12) 前掲『幽光』五八〜九頁。

(13) 豊田寛三「慶応三年竹原下市打こわし」について（『芸備地方史研究』七三）、頼祺「慶応三年竹原下市『打こわし』と『え

えじゃないか』（同右七六）。

(14) 頼祺「前掲論文」一頁。

(15) 同右一三頁注(2)。

(16) 『市史』第一巻第五章。

(17) 畑中誠治前掲論文。

(18) 『市史』第一巻第六章、同第二巻中部よし子「近世前期における竹原製塩業の成立と発展」二六七〜七二頁。

(19) 同右第四巻三二二頁、史料番号三五二。

(20) その増加は購入によるものであるが、ほぼつぎのような金銀貸借に基づくところの購入であろうと思われる。

（元治元年）

金廿五兩二朱 永一匁四分九厘 札三百二拾匁 取替
メ金ニシテ廿九兩二步 永五匁八分六厘

店次助

證人才助

内三拾兩田之浦口田地一反買受

但取替銀利銀まけ替え先方申出付相買受田地嘉地子米当年々

此方へ取

指引一步三朱 永三分九厘 過

治助へ直ニ相渡シ……

(21) 有元正雄前掲「資本形成の一側面」九七頁。

(22) 小川国治前掲論文二四〜五頁。

（付記）

小稿は一九七六年七月の芸史大会で行なった報告を全面的にまとめなおしたものである。ここまで改稿が遅れたのは、ひとえに私の怠慢である。

なお成稿から改稿に至るまで、広島大学文学部有元正雄先生に懇切な御指導を賜わった。深甚の謝意を表したい。